

(別紙①)

## 仕様等に対する質問・回答書

令和7年12月10日

(企局第443号 三室発電所の電力売却)

質問事項	回答
<p>■発電側課金について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・契約開始後、毎月貴県にお支払いする料金は契約料金単価から計算した額+消費税相当額+発電側課金のことでお間違いないでしょうか。</li><li>・また、上記で間違いなければ発電側課金の支払いは貴県が行い代理回収制度は利用されない（弊社から送配電へ支払はない）という認識でよろしいでしょうか。</li></ul>	<p>本県に毎月支払う電力量料金は、ご認識のとおり、受給電力量に電力量料金単価を乗じて得た金額に、消費税相当額を加えた金額と、発電側課金に相当する額を合わせた額とします。</p> <p>また、発電側課金の具体的な精算に関する事項は、仕様書P3第3章4より、本県と買受け人との協議により決定します。</p>
<p>■契約保証金について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・お支払いする契約保証金は、契約履行満了後に返還いただけるという認識で間違いないでしょうか。</li></ul>	<p>納付された契約保証金は、契約の満了を確認した後に還付します。ただし、電力受給契約書（案）第15条の規定に基づく契約保証金の違約金等への充当が行われた場合等はその限りではありません。</p>